

令和4年4月1日改正

令和4年度版

# 大津市 不妊症治療費助成制度 申請のご案内

## お知らせ

令和3年4月1日以後の不妊症治療（検査）に対し、夫婦の合計所得額 730 万円以上の方、事実婚関係にある方も助成対象にしました。

### 1 治療期間が終了した日の年度内（4月1日～翌年3月31日）に申請してください。

ただし、3月中に治療が終了した場合に限り、翌年度の4月末日（休日の場合はその翌日）までとします。

治療終了日（出産または流産、死産日）	申請期限
令和4年4月1日～令和5年2月28日	令和5年3月31日（金）
令和5年3月1日～令和5年3月31日	令和5年5月1日（月）

☆ 申請期限を過ぎての受付はできません（郵送の場合は、当日消印有効）。全ての書類を揃えてご提出ください。

☆ 1 治療期間とは、その妊娠にかかる不妊症の検査、または治療の開始日からその治療の終了日（出産又は流産、死産等）までとなります。

☆ 医療機関での証明書（様式第2号）発行に時間を要する可能性があります。余裕を持って医療機関へご依頼ください。

## 不妊症とは

妊娠はするけれども、2回以上の流産（※生化学的流産は含みません）、死産等を繰り返して結果的に子どもを持っていない場合、不妊症と呼ばれます。大津市では、不妊症治療の経済的負担を軽減するため、不妊症治療に要する費用の一部を助成しています。

※生化学的流産：妊娠検査薬で陽性となっても、医療機関での超音波検査により胎嚢（赤ちゃんが入った袋）を確認できないことを言い、ここでいう2回以上の流産には含まれません。

### 【 申請先・お問合せ先 】

大津市保健所健康推進課 母子保健係

住所：〒520-0047

大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津 2階

TEL：077-528-2748

## 1. 助成対象者 ～次の要件のすべてを満たす夫婦が助成の対象です～

1	治療日現在、夫婦のいずれか一方が大津市内に住所を有している。
2	法律上の婚姻をしている又は※1 事実婚関係を確認できる夫婦である。
3	医療保険法各法による被保険者もしくは被扶養者である。
4	治療開始日の妻の年齢が43歳未満である。
5	夫婦のいずれも市税等を滞納していない。 市税等とは、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料などです。※滞納金を分納されている方は対象外です。督促手数料、延滞金も市税に含まれます。
6	令和3年3月31日以前の治療（検査）については、夫婦それぞれの前年の所得の合計額が730万円未満であること（1～5月に申請の場合は前々年の所得）※2

☆ 助成対象者に該当するか不明な場合は、大津市健康推進課へお問い合わせください。

☆ 申請から助成の決定までに、上記条件を満たさないことが判明した場合、不承認となります。

☆ 市税等の納税状況は、市税（固定資産税、軽自動車税等）については大津市役所収納課、大津市国民健康保険料については大津市役所保険年金課へお問い合わせください。

※1 事実婚関係にある方は、令和3年4月1日以後の治療（検査）が対象です。

※2 夫婦の合計所得金額が730万円以上の方は、令和3年4月1日以後の治療（検査）は、助成の対象となります。

## 2. 助成の内容

### ●令和2年9月30日までに治療（検査）を開始された方

1年度につき：

- ① 検査費と治療費の医療保険適用分の本人負担額の2分の1で、上限額5万円
- ② 検査費の医療保険適用外分の本人負担額の全額で、上限額10万円  
(いずれも千円未満は切り捨て)

### ●令和2年10月1日以降に治療（検査）を開始された方

1年度につき：

保険適用内外を問わず、検査費と治療費（治療はアスピリン療法及びヘパリン療法に限る）の本人負担額の2分の1で、上限15万円  
(千円未満は切り捨て)

☆ 産婦人科を標榜する医療機関での不育症検査と治療が対象です。

☆ 助成金を受けとることができる期間は通算5年度まで（助成金の交付を受けなかった年度を除く）とします。

### 3. 申請方法

下記の必要書類をすべて揃えて、窓口または郵送で申請してください。

【申請先】 大津市健康推進課 母子保健係 TEL：077-528-2748  
(〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津2階)

### 4. 必要書類

1	<b>大津市不育症治療費助成金交付申請書（様式第1号）</b> ご夫婦でよくお読みのうえご記入・署名してください。 ※ 記入は油性のボールペンでご記入ください。訂正は訂正印が必要です。
2	<b>不育症治療等実施医療機関証明書（様式第2号）</b> <u>☆ 産婦人科の医療機関で証明を受けてください。</u> <u>裏面の記載も依頼してください。</u> ※ 医療機関が発行した証明書の「院外処方の有無」が「有」の場合は、院外処方に要した費用も対象となります。但し、薬局が発行する領収書等の添付が必要です。
3	<b>夫婦それぞれの健康保険証の写し</b>
4	<b>申請者本人名義の口座・支店名を確認できるもの（預金通帳の写し）</b> ※ 通帳をお持ちでない方は、ご自身でネットバンクの web ページから、口座情報を印刷して提出してください。
5	<b>夫及び妻が同一世帯でない場合、法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（戸籍抄本等）、事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合）※1</b>

☆必要書類3・4に関しては、原本をお持ちいただければ窓口で写しをとらせて頂きます。

※1 婚姻関係が事実婚の場合は、出産した子について認知を行う意向がある夫婦に限り、

①二人の戸籍謄本 ②事実婚関係に関する申立書 を提出いただいた場合に助成交付金の対象として取り扱います。（令和3年4月1日以後の治療(検査)が対象

#### 申請前にご確認ください

- 収入がない方（専業主婦など）で申告をされていない方は、所得額の確認ができません。市役所または支所で収入がない等の申告を済ませておいてください。

（ご家族が会社等でまとめて申請されている場合は、改めての申告は不要です。）

- 住民税課税の基準日1月1日以降に大津市に転入された方は、本市では所得額の確認ができません。夫婦それぞれの住民税課税（所得）証明書を前住所地より取り寄せてください。

※ 令和4年4月～令和4年5月に申請される場合

令和3年1月1日時点で大津市に住所を有していない方は、前住所地の「令和3年度住民税課税（所得）証明書」をご用意ください。

※令和4年6月～令和5年3月に申請される場合

令和4年1月1日時点で大津市に住所を有していない方は、前住所地の「令和4年度住民税課税（所得）証明書」をご用意ください。

◎ 住所、続柄、所得などの要件が確認できない場合は、それを証明する書類の提出をお願いする場合があります。

## 5. 助成金の交付方法

助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。（申請から約2～3か月後）

## 6. 助成金交付申請の不承認

要件に該当しないなど助成金を交付できない場合は、不承認決定通知書を送付します。

## 7. その他

医療費の自己負担額が高額となった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。このため、自己負担限度額を本人負担額とみなします。高額療養費制度については加入されている保険者にお問い合わせください。

## 8. 不妊・不育症相談（大津市）

受診・治療への迷いや悩み、検査や薬、周囲との人間関係など、専門相談員（助産師）が不妊・不育症に関する様々な悩みの相談を受けます。

相談は無料ですので、気軽にご相談ください。面接相談（要予約）行います。

【日時】 平日 10時～16時（一人45分まで）※事前に電話でご予約をお願いします。

